

◎新潟県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

令和3年6月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 室谷津川線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町神谷字下林甲432番8から同郡同町神谷字上林甲1481番5まで
- 3 供用開始の期日 令和3年6月18日